令和８年(2026 年)１０月１３日

報道機関各位

尾札部道路建設促進地域協議会事務局

尾札部道路建設促進地域協議会啓発活動（清掃活動）にかかる
報道依頼について

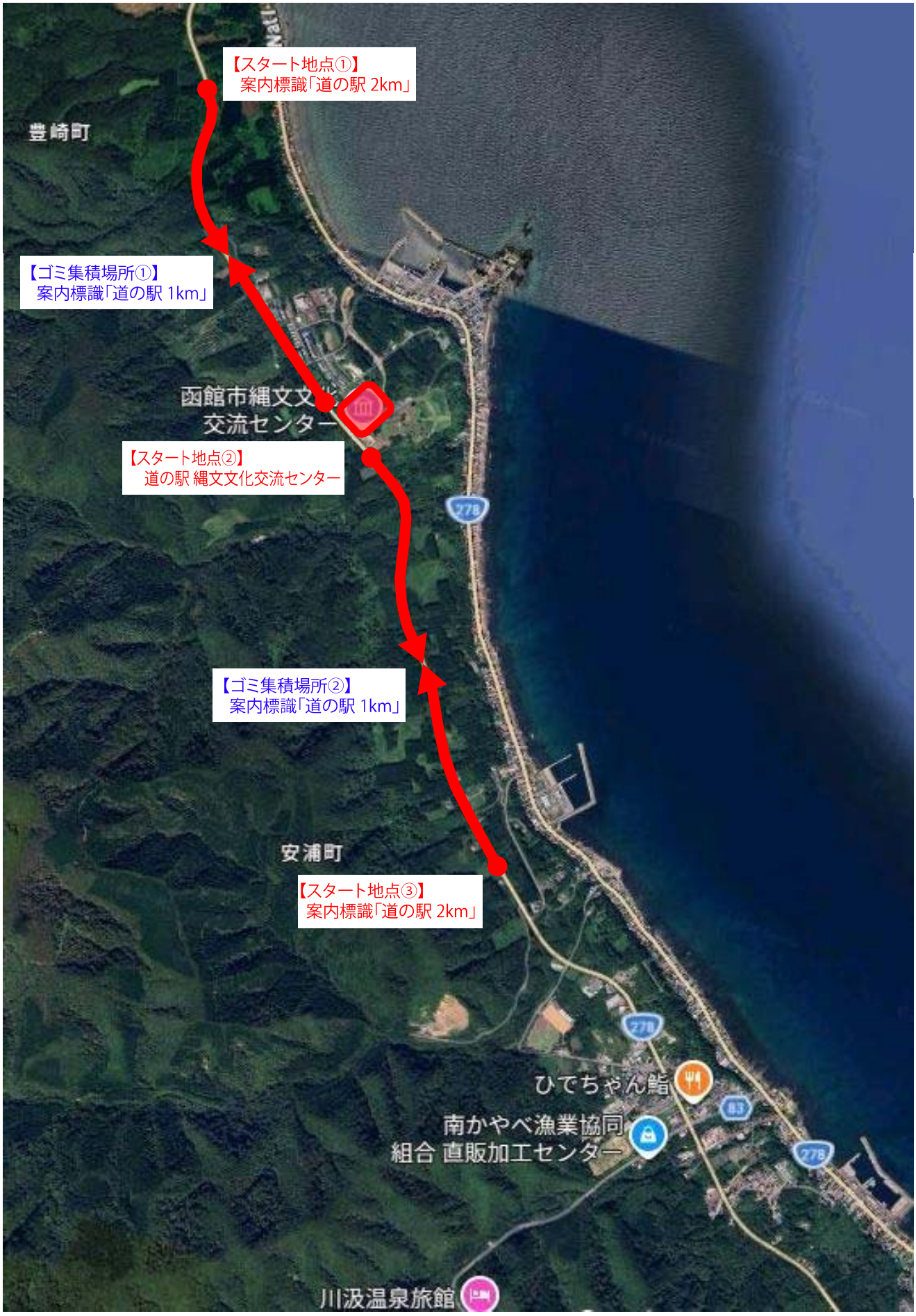
このことについて，下記により実施しますので，報道についてよろしくお願いいたします。

記

１．日　　時　　令和８年１０月２２日(木)１４時００分～１５時３０分
２．場　　所　　国道２７８号尾札部道路のうち
函館市縄文文化交流センター前周辺
３．主 催 者　　尾札部道路建設促進地域協議会
４．内　　容　　国道２７８号尾札部道路の清掃活動
（尾札部道路を大切にする意識の高揚や利用者のマナー向上を目的として，当協議会，地域住民，関係機関の職員などにより実施）
５．集合場所　　函館市縄文文化交流センター駐車場
（函館市臼尻町５５１－１）
６．その他　　雨天や熊出没情報がある場合は中止します。
事前に取材の予定をお知らせいただいた場合は，中止の際に当方から連絡いたします。

＜担当＞
函館市高規格道路整備推進室（石橋，東）
TEL：２１－３４２７

尾札部道路建設促進地域協議会　啓発活動（清掃活動）
【道の駅 縄文文化交流センターからの清掃コース】




スタート地点
川汲除雪ステーション
【↻折返し地点】
パチンコ店ビンゴ前
函館市立南茅部中
南茅部郵便局
平和祈念塔
北海道南茅部高
ビンゴ南茅部店

尾札部道路建設促進地域協議会　運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は，函館広域幹線道路整備促進期成会規約第８条の規定に基づき設置する尾札部道路建設促進地域協議会（以下「地域協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第２条　地域協議会は，函館市南茅部支所管内における一般国道２７８号尾札部道路の整備に関する情報収集や啓発活動について協議するものとする。

（構成）

第３条　地域協議会は，別表に掲げる者を持って構成する。

（会長）

第４条　地域協議会に会長を置き，会議において選任する。

２　会長の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，会長が欠けた場合における任期は，前任者の残任期間とする。

３　会長は地域協議会を代表し会務を総理する。

４　会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第５条　地域協議会の会議は，会長が招集する。

２　会長は，協議のため必要とあると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見を聞くことができる。

附　則

この要領は，平成１７年１２月２２日から施行する。

附　則

この要領は，平成１８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

古部町内会	会　長	安浦町内会	会　長	南かやべ漁業協同組合	理　事
木直町内会	会　長	臼尻町内会	会　長	函館東商工会	会　長
尾札部町内会	会　長	大船町内会	会　長	函館市南茅部支所	支所長
川汲町内会	会　長	磯谷町内会	会　長		

尾札部道路建設促進地域協議会　名簿

団　体　名	職　名	氏　名	備　考
古部町内会	会　長	齊　藤　恒　一	
木直町内会	会　長	折　田　牧　夫	
尾札部町内会	会　長	熊　谷　儀　一	協議会会長
川汲町内会	会　長	坂　本　孝　雄	
安浦町内会	会　長	小山下　行　雄	
臼尻町内会	会　長	西　田　俊　一	
大船町内会	会　長	佐々木　孝比古	
磯谷町内会	会　長	能　戸　正　人	
南かやべ漁業協同組合	専務理事	高　橋　章　宏	
函館東商工会	会　長	横　手　義　信	
函館市南茅部支所	支 所 長	菊　地　建　一	